（山村境界基本調査作業規程準則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行前に、第三条の規定による改正前の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され国土調査法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあった作業規程については、第三条の規定による改正後の山村境界基本調査作業規程準則に基づいて作成され同法第四条第三項又は第五条第一項の届出のあったものとみなす。